

第三節 幕領期の変遷

幕府領へ

秋元家の川越転封完了により宝永二年（一七五五）三月、幕府代官町野惣右衛門・清野与右衛門が都留郡へ触書を出した。市域の当該史料は最初のほぼ一行分を欠くため（近世Ⅰ六三）、他地域の同史料で補うと『富士吉田市史』史料編三、「今度郡内領上知、郷村我等共請取支配致べく旨仰付られ候につき」とある。この部分を一条目とすれば、この法度は全一七か条からなる。そして末尾の記載には、委細は五人組帳前書に載せるが、条目が繁多で廻村の日数もかかるため、代わってこの書付を触れ流すとある。私領から幕府領となったため、急ぎ、支配方針が触れ出されたものである。

基本方針は一条目に示されている。郡内領上知云々に続けて、幕法と先城主（秋元家）の法度を順守するように明記されている。この点は一四条目にもうかがえ、幕府による追放刑もさることながら、秋元家の追放刑もこの支配変えで赦免されることはなく、継承されたとある。その他は二条目に宗門改め、三条目に火の用心励行、一一条目に徒党禁止、一二条目に博奕禁止などが述べられている。これらは秋元家の法度にもうかがえるが、それは幕法を背景にしたもので、江戸時代を通じて維持される方針である。むしろ、四条目の鉄砲改めの順守、八条目の生類憐れみ令に準拠した殺生制限が、綱吉時代を特徴づけるものである。

預り地支配

この町野・清野両代官の触れでは、一五―一七条に、配下の手代が廻村する際の応対で注意すべきことも述べられているが、実際には、両代官の支配は展開しなかったろう。宝永二年一二月の

加畑村・境村への年貢割付は平岡次郎右衛門・同彦兵衛から出されている（近世Ⅰ二六四・二九七）。前代の甲府城番時代に、代官触頭という代官衆の長として甲府徳川家成立まで活動した平岡次郎右衛門和由・勘三郎良辰父子がいるが、この次郎右衛門は良辰の子信由、そして彦兵衛は信由の養子良久である（『寛政重修諸家譜』）。彦兵衛は柳沢氏への国中引き渡しの事務処理にあたっている（『甲府市史』通史編二）。この関係から、町野・清野両代官でなく、両人が秋元氏転封直後の都留郡の年貢徴収に関与したものと思われる。

町野・清野両代官の触れと同じく宝永二年（一七五五）三月から、国中三郡では旗本領の上知が行われた（『甲府市史』通史編二）。柳沢氏は当初、甲府徳川家の領地を引き継ぐように申し渡され、やがて、同二年三月に三郡の一円支配とされたためであった。この旗本領の上知は翌三年中には終了したものと思われ、終了とともに、都留郡は幕府領ながら、幕府代官でなく、柳沢氏が預り地として支配することになった。同三年六月の年貢勘定目録は、都留郡の領主・代官・手代を書き上げた史料に（中津森渡辺正三家文書ほか）、柳沢氏の谷村陣屋詰と記される古山元右衛門が出している（近世Ⅰ二六五・二八六・二九八）。その後、宝永四年からは、年貢免状は名でなく印判を押した柳沢氏のものとなり、柳沢氏による大名預り支配が開始された。

都留郡の領主・代官・手代を書き上げた史料では、正徳元年（一七二二）中から同三年中まで、先の平岡次郎右衛門・同彦兵衛が都留郡代官と記すが、市域に残る年貢免状をながめると、同二年の年貢免状までは柳沢氏印判のもので、同三年一二月の免状で幕府代官長谷川六兵衛となっている。同年中に、柳沢氏による預り地支配から幕府代官支配へ変わったことを改めて確認しておきたい。

正徳三年の幕法

なぜ、正徳三年中に幕府代官支配へ転換したか不詳であるが、この年、契機になったと思われる幕府法令が出されている。間部詮房を側用人に据え、新井白石をブレーンとした六代

將軍家宣の政治は正徳の治と呼ばれるが、彼らが直面していたのは年貢収納量の低下であった。そのため、正徳二年（一七三三）に、元禄一二年（一六九〇）から廃止されていた監察官ともいうべき勘定吟味役が復活され、さらに翌三年四月、勘定吟味役宛三か条、代官宛の一三か条、幕府領村々宛九か条が出されている（『御触書寛保集成』）。これらは、正徳の政治上で最も重要な法令と指摘されている。

このうち代官宛一三か条によれば、年貢収納量の低下は、風旱や水旱などによる損毛が原因ではないという。すべては代官が手代などに役儀を任せっぱなしにし、田畑の細分化、五穀以外の作付けで田作物・畑作物を生じる耕作地の減少を捨て置き、手代らが村役人と結託して賄賂の多少で年貢率を操作していることを見逃しているためだと断罪している。この手代という存在は、代官が事務能力を持つ上層農民や町人から選び、勘定所の許可を得て採用したものである。当初は、採用した代官との一代限りの関係であったが、やがて世襲されるようになり、代官数代に仕えるようになった。なお、手付は御家人身分を持つもので、一八世紀末の寛政期から登場するという。職務は手代とかわらない。また、代官は通常江戸におり、支配地陣屋へは定例の検見などで廻村のため赴任するにすぎなかった。陣屋には手代らが詰め、彼らが日々の業務をこなした。

さて、先のような認識は、正徳二年八月に触れ出された幕府巡見使廻国に伴う先触れにもうかがえる（近世Ⅰ七〇）。この先触れでは、諸事を手代にまかせている代官がいるから、検見・普請・公事の様子を調査すると述べられている。さらに、幕府の意向を受けたと思われる谷村詰の柳沢氏役人から出された同年三月の寛でも、年頭の礼を除き、村役人が節句・八朔・歳暮、名主交代時の挨拶などで谷村へ出向くことを禁止し、遣い銭や掛り物など時々の入用を記した帳面を作成することが求められている。そして、代官所役人との過度の付き合いの禁止が改めて触れられ、村の請書が取られている（同六九）。

正徳三年（一七三三）の幕府諸法令はこれらの通達を集大成した性格を持ち、家宣から家継への將軍代替わりにもない発令されたものである。この方針は享保の改革に継承され、やがて、代官肅正をも伴う地方支配機構の改正につながった。大名による預り支配から幕府代官支配への転換は、この時期を捉えたものかとも思われる。

幕府代官支配 柳沢氏の預りを離れたのち、都留郡は幕府代官支配となる。市域に残る都留郡の領主・代官・と出張陣屋 手代を書き上げた各史料により、長谷川六兵衛から幕末までの代官を書き上げたのが表一―四である。月日は確証を得なかったため、年代にとどめた。年代はその年のうちの就任を示し、また、代官名の前に年代がない場合は、その年内の交代である。

長谷川六兵衛から享保六年（一七三三）中の河原清兵衛までは、代官が二人の場合が多い。代官は昇進・降格に伴って陣屋を移動した。近隣などの代官が、後任者が着任するまで一時的に預かる場合、後任の決定が遅れて当分預かる場合があり、その際、二人以上で預かる立会預りという形もあった。ただし、代官・手代らを書き上げた史料のひとつによれば（赤沢宏家文書）、享保五年中からの江川太郎左衛門・河原清兵衛支配の時には、江川には上郷、河原には下郷と注記されている。都留郡を二分して管轄する体制が試みられた可能性も考えられる。

また地方支配機構刷新の一環として代官処分が行われたと指摘されている享保四年中には、その余波か、頻繁な交替がうかがえる。ただし、表一―四の享保四年などには限界があり、例えば文化一〇年（一八三三）の両谷村役人の伺書には、長谷川の後代官は野田・会田と記されるなどする（近世Ⅱ二四）。これで十全ではないが、年貢免状と年貢皆済目録から代官交代をなめれば、長谷川、堀内、原・馬場、江川、河原という流れとなる。免状・皆済目録で名を確認できない代官については、野田は、正徳二年ころの幕府職員を書き上げたと推定されている『御家人分限帳』によれば、関東代官と上方代官に分けられるうちの関東代官の一人である。会田は同帳で一番

年 代	代 官 名
文政11年	大貫治右衛門○(石和)
天保2年	柴田善之丞○(石和)
6年	井上十左衛門○(石和)
7年	西村貞太郎○(石和)
9年	江川太郎左衛門○(葦山)・小林藤之助○(市川)
	江川太郎左衛門○(葦山)
11年	篠本彦次郎○(石和)
14年	佐々木道太郎○(石和)
嘉永4年	森田岡太郎○(石和)
安政2年	清水孫次郎○(石和)
文久元年	内海多次郎○(石和)
3年	増田安兵衛○(石和)
慶応3年	柴田佳次郎○(石和)

注 「甲州郡内領御代々御支配控」(森島芳彦家文書)・「甲州郡内御支配交勤務書」(赤沢宏家文書)・「郡内領主・代官・手代等書上」(渡辺正三家文書)により作成。ただし、年代は一部訂正した。代官名の()は本陣屋。○印はその年に年貢割付・年貢皆済目録を発給。

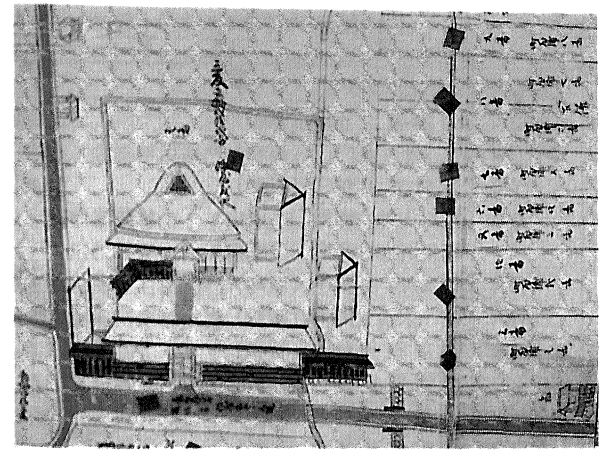
士とあり、『寛政重修諸家譜』によれば、正徳五年(一七五五)から代官へ転身している。朝倉は同帳で川船奉行。『寛政重修諸家譜』によれば、正徳三年に代官となり、享保五年(一七三〇)に職務上の問題で勘気を受けている。馬場源之助は通称が間違っているのであろうか未詳である。

さて河原清兵衛は享保六年から同一一年中まで長期間、都留郡を支配した。そのため同九年、柳沢氏の大和郡山転封によって甲斐一國が幕府直轄領支配となった際には、柳沢氏から国中三郡の明細帳・高帳の受け取りに立ち会っている(『境川村誌』資料編)。ただし、河原清兵衛は伊豆三島陣屋を本陣屋としていたから、遅くとも享保五年中に、谷村陣屋は本陣屋としての歴史を終えたと推測される。その後、谷村陣屋は都留一郡を支配するものの、本陣屋に戻ることはなく、出張陣屋として位置づけられた。

享保九年(一七三四)以降、国中には甲府長禪寺前・

表1-4 正徳3年よりの谷村代官変遷表

年 代	代 官 名
正徳3年	長谷川六兵衛○
享保元年	野田次郎左衛門・会田伊右衛門
	堀内六郎兵衛○
4年	馬場源之助・朝倉半九郎
	朝倉半九郎・会田仁(伊カ)右衛門
	原新九郎○・馬場源五右衛門○
5年	江川太郎左衛門○・河原清兵衛(三島)
6年	河原清兵衛○(三島)
11年	小宮山奎之進○(石和)
	山田治右衛門○(三島)
14年	斉藤喜六郎○(三島)
寛延元年	小川新右衛門○(上飯田)
2年	山本平八郎○(三島)
宝暦8年	伊奈半左衛門○(関東郡代)
9年	江川太郎左衛門○(葦山)
13年	会田伊右衛門○(駿府)
明和元年	藤本甚助(甲府)
	大岡重三郎○(石和)
4年	岩松直右衛門○(石和)
7年	真野惣十郎○(石和)
安永3年	久保平三郎○(石和)
天明3年	中井清太夫○(甲府)
7年	平岡彦兵衛○(甲府)
8年	守屋弥惣右衛門○(甲府)
寛政2年	江川太郎左衛門○(葦山)
4年	小笠原仁右衛門(駿府)・野田文蔵(関東)
	江川太郎左衛門○(葦山)・小笠原仁右衛門(駿府)
6年	川崎平右衛門○(石和)
文化2年	蓑笠之助○(石和)
5年	野田松三郎○(甲府)
6年	矢橋松治郎○(石和)
14年	鈴木伝市郎○(市川)
文政元年	山本大膳○(石和)
7年	吉川栄左衛門○(石和)



谷村陣屋（天保期）（都留市蔵）

上飯田・石和に陣屋が置かれた。上飯田（甲府市）は天明七年（一七九六）に廃止され、明和二年（一七六五）に駿府紺屋町代官陣屋の出張陣屋として設置された市川陣屋（市川大門町）が、寛政七年（一七九五）から本陣屋となる。郡内は、河原清兵衛の跡は享保一一年に石和代官小宮山奎之進の支配となるが、同年中に、三島代官山田治右衛門が管轄した。以降、上飯田代官、関東郡代預りもみられるが、本陣屋は三島（宝暦八年廃止、葦山陣屋）で、国中の三陣屋体制に組み込まれるのは宝暦一三年中（一七六三）からである。当分預りや、石和陣屋自体が他代官の預りとなることも影響し、他地の代官による支配も見られるが、三陣屋体制のもとでは、基本的に石和陣屋が本陣屋であった。

谷村陣屋の経費

陣屋は、宝永二年（一七九五）の城下絵図に見える高山源五郎（甚五兵衛）屋敷跡（図一—

一、E—1）に置かれた。在陣員数についての史料には恵まれていないが、陣屋の経費については、幕末のことになるが、代官佐々木道太郎入陣時の嘉永元年（一八四九）分の「諸入用勘定仕上目録」、および同二年前期の「勘定目録」が残されている（甲州文庫）。

享保改革では地方支配機構刷新の一環として、代官が公金の使い込みなどをしないために、享保一〇年（一七二七）迄、代官の諸経費支給法が改正された。それまでは、年貢取米にある計算で付加される口米が代官所経費であっ

たが、口米をすべて幕府へ収納し、あらためて支配高にに応じて金額を支給するとされた。甲斐は五万石につき金六〇〇両・米七〇人扶持であった。享保一〇年の御成簡郷帳は（近世一六二）、甲斐一國幕府直轄領化を契機に作成されたと思われるが、同帳による谷村陣屋支配高、つまり都留郡総高は二万八一七石余である。ただし、嘉永元年の「諸入用勘定仕上目録」で谷村陣屋へまされた支給金額は一〇〇両で、二月に三三両、七月に三三両、一二月に三四両と支給されている。扶持方にすべて使用される米は二九石五斗となっている。このうち、嘉永元年分の金の使い方を整理してみたのが表一—五である。

支出総額は九四両三分と永一五三文六分で、残額は五両と永九六文四分となっており、金一分永二五〇文替えの計算である。なお、同元年の残額は翌年へ繰り越されている。検見出役ほか職務による経費もさまざまにかかっており、炭代・紙代も馬鹿にならない額である。谷村陣屋の人員構成をあきらかにしないが、一番多いのはやはり役所手当・筆墨代である。これも二・七・一一月に手渡されており、扶持米も同様月に渡されている。役所役人への下賜金というのは、本俸とは別にわたされたもので、この目録の作成責任者である手代元締という代官の腹心ともいえるべき最高地位にいた平塚平八郎が一両、残りは、おそらく手代と思われる五人に一分づつ、残りは下役にあたる上小遣いに三〇〇文、下小遣いに二〇〇文ずつであった。谷村御蔵番は、現在の市役所あたりに建てられていた年貢米収納の蔵の番人で、正徳元年（一七二二）八月、村上喜左衛門が蔵番に採用され、請証文が出されている（近世一九九）。このときには、村上喜大夫のほかは相役が一人おり、彼らへは盆暮れ両度で一両、下番も一人おり、彼へは一分であった。

表1-5 嘉永元年の谷村陣屋経費内訳

	金	額	・	細	項	目
基本経費	金20両2朱	永	1分	役所手当・筆墨代	2月渡し	
	金20両2朱	永	1分	役所手当・筆墨代	7月渡し	
	金19両3分	永	124文8分	役所手当・筆墨代	11月渡し	
	金2両2分	永	76文9分	役所役人へ下賜金		
	金2両1分			谷村御蔵番手当		
小計	金64両3分	永	201文9分			
職務入用費	金1分	永	123文5分	役人御使い入用		
		永	141文7分	用水路整備出役ほか入用		
	金2分	永	6文8分	検見出役入用		
	金4両	永	151文7分	役人出役入用		
		永	59文8分	代官廻村出役入用		
		永	82文1分	代官廻村時休息木銭米代		
	金3分	永	77文1分	代官入陣中木銭米代		
	金3分	永	223文8分	足輕出役入用小計		
		永	165文4分	道志村御用材刈出検印代		
	金2朱	永	100文	織物運上焼印代小計		
小計	金7両2分2朱	永	131文9分			
同雑費		永	85文3分	御用状宿継ぎ代残金		
	金1両1分	永	30文8分	御用状飛脚代		
	金3両	永	78文8分	役所湯吞所ほか小入用1～6月分		
	金2両2分	永	220文4分	同上7～12月分		
	金1分	永	30文3分	御用始め料理代		
	金1分	永	31文2分	役所料理代		
	金1両			初午諸入用賄い代		
小計	金8両2分	永	226文8分			
炭代	金6両	永	100文	122俵分		
紙代	金4両3分	永	174文6分			
蠟燭代	金1両2分	永	38文3分			
初穂代他	金1分			伊勢大神宮初穂代		
	金2朱			初午稲荷初穂代		
		永	30文1分	御師初穂代		
	金2分			三光院祈禱代		
小計	金3分2朱	永	30文1分			
総計	金94両3分	永	153文6分			

陣屋への経費中には代官入陣時の費用もあるが、意外と少ない。天保九年（一八三八）の代官お尋への返答書郡中賄いによれば（近世Ⅱ一）、敷地惣囲いのなかには本陣一軒、長屋四軒のほか、囲切蔵四・番小屋一があつたが、代官入陣時は郡中賄いで、長逗留の場合に代官賄いと取り決められていた。このためであろう。また、同年の陣屋付諸道具取調帳によれば（同二）、湯吞所に置かれていたヤカン・茶釜・竈・水桶・柄杓などは郡中付諸道具とあり、郡中賄いで常備されたものであった。このほかにも、本陣屋や四軒の長屋の米箱・まな板・七輪など台所用品、風呂桶・手洗場桶など風呂水まわり用品、火鉢・炬燵・炬燵矢倉・燭台ほか暖房照明用品なども郡中賄いとされていた。それにしても、二期に分けて支給されている湯吞所ほか小入用項目はかなりの額にのぼっている。この小入用の中身を知りたいところであるが、残念ながら未詳である。

このほかにも、先天保九年の返答書によれば、本陣屋・長屋ほか建築物の造作補修、用水支障の節の水汲み人足ほか諸賄いの幾つかは村々へ割りかける郡中入用から負担されていた。また、掃除人足は、その範囲がわからないが陣屋付村々から、雪掃き人足、風雨のときの詰めや煤払い掃除ほか臨時の人足は両谷村から出すことになっていた。陣屋へ御用もなくむやみに人々が立ち入ることは、陣屋役人と村役人らの馴れ合いを防ぐためにも制限されていたが、諸人足は村々の負担に頼っていたため、火事など火急必要な場合の措置を講じて置く必要があつた。そのため陣屋との場所柄と家柄を勘案して、番小屋に見せるのであろう入陣許可の門札が手渡された。天明五年（一八五五）では五枚が発行されていた（近世Ⅱ一〇）。

谷村の郷宿

出張陣屋とはいへ陣屋元のため、谷村には都留郡の人々の公事出入・諸願ほかの面倒を見る郷宿があつた。代官所の訴訟事務は膨大なもので、手代たちが手際よくさばくためにも、郷宿が必要とされた。天保八年（一八三七）に出された郷宿宛の申渡（近世Ⅱ一〇）と弘化五年（一八四八）三月の郷宿七人から谷

村役所への請書（同二）から、郷宿の役割を見ておこう。

村々と呼び出し日などを記した差紙^{さしがみ}を受け取ると、その日の前々日に到着することが求められているが、到着させる責任は郷宿にもあった。日限への不参が起きると、郷宿は七日の愼み、商売遠慮に処された。当日までには、自分の書類を十全に整えて置くのはもちろんであったが、相手方の書類を見ておくことも必要で、拝見証文を提出しなければならなかった。郷宿はこれら関係書類に落ちがないかチェックし、また作成に関与した。くわえて、郷宿は願書・返答書とも簡略かつ的確に趣旨を書き記すように、代官所から求められている。かなりの作文力が必要であった。

代官所からなんらかの指図が出るまで、宿詰めを申し渡されることが多かった。郷宿は、その間に、勝手に村へ帰ってしまわないように注意し、毎朝五つ時（八時前後）には、引き連れて御腰掛所^{ごこし掛}へ出掛け、待機している旨を届けた。おそらく刑事罰にいたらない民事関係の場合であろうが、この御腰掛所、または郷宿で相手と事前^{なまえ}に掛け合うことが許されていた。当事者間で和談にいたる内済^{なさい}が奨励されていたことによる。そして、御用が済んだ場合は、すみやかに帰村するように処理しなければならなかった。郷宿はいたずらに、村々に費用をかけることを禁じられた。

谷村の郷宿は当初、営業人数に制限はなかった。市域には年未詳の郷宿の担当村一覧が残されているが（近世Ⅱ二二）、この村々はいわば郷宿の営業範囲のようなもので、決して固定的でなく、争いの原因ともなったと思われる。天保四年（一八三三）、下谷村の与一郎が上合村郷宿覚兵衛を相手に起こした訴訟請書（同一九）によると、営業再開を願うもの、新規開業を願うものが出て度々訴訟ざたとなり、四〇か年以前は一六軒の郷宿があったが、いまは七軒に衰微したとある。

与一郎の主張は裁許（近世Ⅱ一九）からうかがうと、何らかの理由で郷宿営業を休止し、郷宿株は下谷長兵衛へ預けておき、覚兵衛へは担当村を売り渡し、郷宿営業再開にあたって担当村の返還を争ったものである。過当競争のなかで、郷宿株らしきものができあがっていたが、その株と、売買の対象ともなっていた担当村への権利が不即不離であるか否かが、問題となっていたように思われる。幕府はこの点は玉虫色にし、当時営業の七軒に与一郎を加えた八軒を定式株数として固定し、株仲間を結成させた。

村々取り締まり さて、代官からは支配替えの度ごとに法度・申渡が出されたが、それらからは年貢の徴収量確保まりの強化にやっきとなる一方、農耕から離反して行く風潮を矯正する必要性に迫られていたことがうかがえる。享保七年（一七三三）には、ひととおり法度の趣旨を読み聞かせるだけでは効果がないと、五人組前書などを手習いの手本にすることをすすめている（近世Ⅰ八一）。高札文にとどまらず、また代官から申し渡す触書きも、読み聞かせやすいよう工夫がこらされた。文化二年（一八五五）の申渡（近世Ⅱ二）は、「両親に孝行を尽くし」云々と始まり、農耕に励んで年貢を納め、人と争い事を起こさず睦み^{むつみ}合い、病人・貧者を助け、華美を避けて質素を元とする生活態度こそ人倫^{じんりん}と、平易な言い回しで説こうとしている。

しかし、時代は大きく動いており、このような教諭書を廻達する方法のみでは対応しきれなくなっていた。一揆は多発し、駐在人員の少ない代官所支配地の警備の手薄さ、また、幕府直轄領と私領の錯綜^{さくそう}にもなう捜査権の混乱をついた盗賊の跳梁^{もつりやう}対策に、幕府は悩まされた。天明三年（一八二二）には、上野・北信濃で発生した上信騒動を受けて徒党取締令を出しているが（近世Ⅱ一）、さらに、寛政一〇年（一七九八）には、関東在方で、通りものと唱えて目立つ衣装に長脇差しを帯び、子分を抱えるなどする一団の取り締まりが厳命されている（『御触書天保集成』）。

このような触れにあらわれた社会現象に対応するため、文化五年（一八六八）、最寄りの村々から村役人・村役人筋の家のものが直接指名で呼び集められた。そこで申し渡されたのは、呼び集めたものを責任者に、村々の役人が相談のうえ、昼夜を問わず村内を見回り、博奕の摘発、無宿・風来者の村内からの排除はもちろん、日待講などを名目とした寄合も制限させるなど、村方取締の強化であった（近世Ⅱ三）。なお文化二年には、関東に関東取締出役が設置されているが、八代郡などでは、御三卿田安家領・石和代官所支配ともに、最寄り九一三か村で組合が作られ、組合ごとに取締役が置かれている（『境川村誌』資料編）。このときの請書では、両支配入会の場合でも差別なく取り締まるとあり、支配錯綜による欠点を補うことが規定されている。一郡が幕府直轄領の都留郡では、名指しで集められたものが取締役に任命されたかは確証がない。取締役設置についての谷村役所触書が出されるのは、のち文政二年（一八二〇）のことである（近世Ⅱ四）。

郡中取締 文政二年の触れによると、組合は多くの小村からなる道志村を除き、地域ごとに四一―二か村か役の設置 然り、取締役は組合ごとに二―四人が置かれている。組合編成について市域の村々のみ言及すれば、川棚・薄原・平栗・加畑・大幡・中津森・金井（明治八年の宝村地域）は下谷と組み、取締役は下谷名主・年寄。玉川・戸沢・法能（明治八年の三吉村地区）と小野・菅野（明治八年の開地村地区）は上谷と組み、取締役は上谷の名主二人。四日市場・古川渡・川茂・小形山・田野倉・井倉（明治八年の禾生村地区）で組み、取締役は四日市場村名主・川茂村年寄。与縄・朝日馬場・朝日曾雄（明治八年の盛里村地区）は秋山・朝日小沢・小沢と組み、取締役は朝日馬場村名主のほか秋山村名主二人・朝日小沢村名主。十日市場・夏狩・鹿留・境は倉見・小沼・下暮地・上暮地（以上明治八年の桂村地区）と組み、取締役は鹿留村名主・夏狩村名主のほか小沼村名主であった。明治八年（一八七五）の合併村と重なるのは、組合総高の均等でなく、地域的まとまりが優先さ

れていることによる。のちも組合村は、その編成を変えながら維持される。

取締役に求められたことは二つある。ひとつは、いわば警察機能である。組合内を見廻り、寛政一〇年（一七九八）の触れで言及された通り者、および博奕をしている者を見つけたならば、悪事の始末や名前を究明し、即時訴え出て、指図を受けるようにと述べられている。捕り方の出勤が遅れて逃げ去りそうな場合は、みずから逮捕も辞さない心構えが求められている。先の文化二年（一八二五）の田中役所・石和代官所両支配地の取締役の請書では、無宿などが大勢集まり、取締役の手に余る場合、最寄りの村々から指図次第に人数を差し出すことが決められている。しかし、都留郡の場合は、逮捕劇が起こった際、組合の村々から、ある人数を差し出す体制が採られたのか否かはっきりしない。のちの非常取締組合のように人数規定は見えていない。

いまひとつは、これが都留郡取締役の特徴とも思われる。取締役は地域的まとまりをもつ組合ごとに、その組内で公事出入を内済処理していくことが強く求められている。そのため、公平に意見を差し加えて内済処理に持ち込むことが望まれ、確たる証拠もないままに内済を聞き入れないものは、その旨を申し出ることとされている。都留郡では日頃から抱えている恨みや想いから仲裁を聞き入れず、訴訟を繰り返すとも記されており、幕府代官が公事出入が多い土地柄と認識していたことが背景にある。幕府代官は訴訟数の削減を都留郡の課題としていた。そのため、取締役設置に先立つ文化三年、ひとつの策が採られ、谷村および都留郡を揺るがした。

治安を守 近世中―後期の都留郡には大量の無宿者たちが、幕府の取り締まりをかい潜り侵入していた。彼ら**人びと**らは人びとを博奕に誘いこむばかりではなく、なかには武器を携帯し、強請・騙り・火付け・強盗・殺人などの凶行におよぶ者も少なくなかった（詳しくは第五章第四節を参照されたい）。日頃、都留郡の人びとをこうした「悪党」から守るといって、警察機能の最も危険な部分を担ったのが、「長吏」といわれる身分の

人びとであった。

嘉永六年（一八二五）の正月二三日、「長吏」小頭伝助と同喜兵衛にたいし、取締出役から次のような命が下った。
「長脇差を帯びた無宿者ふたりが谷村近辺を徘徊している。直ちに逮捕せよ」

小頭からの指図を受けた組下（配下）嘉助と定八は、早速、六尺棒と木刀を携えて出勤し、夏狩村で無宿者ふたりの後ろ姿を発見する。ところが、嘉助らが「待て！」と声をかけるや、無宿たちは振り返りざまに凶刃を抜き、襲い掛かってきたのである。無宿者の名は輝五郎と三四郎、かなり喧嘩馴れたヤクザ者のようだ。しかし嘉助と定八は、ひるむことなくこれに立ち向かい、大立ち回りの末、見事ふたりの無宿者を搦め捕ったのである。この時嘉助と定八は、ともに全治するまでに一年以上を要する深傷を負った。ここには武術に通じ、命懸けで都留郡の治安を守る「長吏」身分の人びとの姿があった。

関東を中心とする「長吏」身分の人びとは、江戸浅草に役所を構える「長吏頭」弾左衛門のもとに組織化されていた。関東地方の外縁部に位置する当地域の「長吏」が弾左衛門役所の管轄下に参入したのは、比較的遅い享保年間（一七六〇）のことと推測される。弾左衛門を頂点とするこの身分組織は、独自の法・裁判権をもち、自らの身分内で生じた問題はその法に従って自力で解決していた（塚田孝氏『近世日本身分制の研究』参照）。「弾左衛門仕法」と呼ばれたこの法は、「百姓」や「町人」など他身分からの干渉・介入を、断固として拒否したのである。一方、各地域の「長吏」社会には、江戸の「長吏頭」にたいして「小頭」といわれるリーダーが立てられた。当地域でも右の例のように小頭伝助らの存在したことが確認され、「長吏」たちは小頭を中心に身分内の統制、御絆綱役（御絆綱銭）や家別役銭をはじめとする諸負担の取りまとめなど、円滑な集団運営を図っていた。彼らが一定の自治的・自律的な身分組織を形成したことがうかがえる。

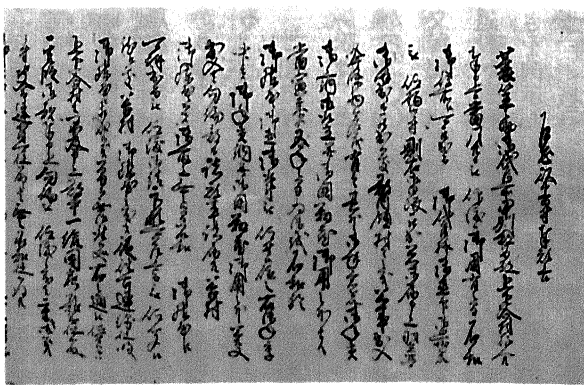
しかし、安永七年（一七九六）に幕府が差別的な身分統制令を發布するなど、これらの人びとを差別しようとする風潮のあったことも、忘れてはならない事実である。にもかかわらず、右にみてきたように都留郡の「長吏」は、警察官的な役割を担い、地域の治安を維持し住民の安全を命懸けで守るなど、地域社会にとって不可欠な存在であった。また彼らは石高を所持し年貢を負担するという「百姓」身分同様の面をもち、農業なども営んでいたことが確かめられる。「長吏」身分の人びとは、そんな自分たちの社会的役割の重要性を自覚し、「もののつかさ」を意味する「長吏」という身分呼称を、誇りをもって自称していたのである。

第四節 陣屋仕法替騒動と郡中代交替騒動

仕法替えの発令

文化三年（一八〇六）六月二〇日、両谷村ほか村々の代表は石和代官養笠之助の廻状で石和へ出かけた。このとき、彼らは郷宿から仕法が変わったと告げられ、役所の指定に基づいて分宿させられた。翌二日、次々と役所に呼び出されると、五か年の試みとして、年貢取り立て業務と困御用のほか、公事出入・吟味はかすべては石和代官所で直接取り扱おうと、正式に申し渡された。この期間は、谷村陣屋では公事出入はもちろん、諸願書・諸届すべてを取り扱わないから、石和役所まで出向くようにとの申し付けであった（近世Ⅱ一五）。そのほか御趣意もありと述べられているが、この仕法替えの目的は公事出入・吟味ものの軽減にあった。

都留郡村々は公事出入・吟味ものが多いとの認識は、かねてから代官の心に抱かれてきたと思われ、養笠之助に始まったことではなからう。ただし文化元年に石和代官に就任した笠之助は、先にふれたように、八代郡内では田安家領との支配錯綜を越えた取締役設置を試みるなど意欲的で、都留郡においては、この措置に出たのであろう。年貢収納業務は従来通り谷村で扱うのであるから、本陣屋石和まで出向かせることには、距離的な問題から出願数を減少させることがねらわれたと思われる。ただし、それで公事出入にいたるもめごとまで減少するわけではない。実質は、のちの文政二年（一八一九）の郡中取締役設置の触れ（近世Ⅱ四）にもうかがえるように、遠く石和まで出向かずに済むよう、村役人層が村方でできるだけ内済処理することが求められたのであろう。



文化3年（1806）陣屋仕法替反対訴状（船久保展一家蔵）

両谷村の村役人らは申渡に対し、まず村々へ持ち帰り、そのうえで請書を差し出すことを願った。しかし、養笠之助は強硬で、勘定奉行の下知を仰いだものであるから変更はありえないと、その場での請書を迫った。しかたなく、村役人たちは請書を提出して帰村したが、果たして、事は治まらなかった。六月二十九日、七月九日と両谷村の村役人を代表とする訴訟が（近世Ⅱ一四・一五）、また七月には五〇か村総代による訴訟が『富士吉田市史』史料編三、一〇月には二七か村による訴訟が続いた（近世Ⅱ一六）。

村々の主張

両谷村の村役人を代表とする訴状にうかがえる反対理由は、なによりも、都留郡の支配中心地としての谷村の歴史であり、谷村に陣屋が置かれていることの意義であった。それは三点に分かれる。

一点目は、村高に比べて人数の多い両谷村から暮らしの糧を奪い去ることである。天正一〇年（一五八三）以来の連綿たる歴史は谷村へ人を集め、この賑わいをたよりに商売するもの、宿商売のものがおり、また、年老いて独り身となったものは、男は御用飛脚、女は洗濯ものなどで稼ぎ、その日を暮らしている。谷村陣屋を引き払うがとき仕法替えは、たちまちにして、多くのものを路頭に迷わせてしまうと主張する。

二点目は、悪党どもの跳梁を許し、公事出入もかえって増加することである。都留郡は高の割に村数・人

数が多いが、広大な山中という地形から悪党が入り込みやすく、私領の節は谷村のほか要所に陣屋を配置していたほどであった。幕府直轄領となって谷村一カ所となったが、陣屋があり、また代官が廻村することで、谷村での織物売買なども厳然と行われ、郡中の治安も保たれ、近年は公事出入も減じて来た。代官の谷村在陣回数を増やせばよいよ静謐となる筈である。それなのに遠い石和のみでの取りさばきでは、頑迷で愚かなものたちは村役人の申し付けなど聞き入れなくなり、偽役人の横行、悪党の跳梁をも招くであろうと主張する。

三点目は、かえって村々の費用を増加させることである。谷村は郡中の中程という格好の位置にあり、最寄りの村々は、その日のうちに用事を済ませて帰ることができる。遠方の村々でも、一夜泊りで済む。しかし、いちいち石和まで出掛けるとなると、少なくとも往復で三、四日、遠い村は六、七日もかかってしまう。この費用も馬鹿にならないが、田畑の仕付け・刈り取りに半日を争う土地柄ゆえに、その損失も多いと主張する。なお、抜かりなく、前年の文化二年（一八五）に陣屋修復、今年春に陣屋付牢屋修復を郡中入用で済ませたと言及している。

二点目・三点目は、本来、幕府が求めている目的に反してしまふとの主張である。七月の五〇か村総代による訴訟は、とくに三点目に重点をおいている。御用一回の度に、日帰りで済んでいた村は、以前の二〇〜三〇文から二〇〇文程度が一貫文から一貫三〇〇〜四〇〇文くらいに、一夜泊りで済んでいた村は三〇〇文から四〇〇文程度が一貫七〇〇〜八〇〇文から二貫文余もかかると具体的に数字が上げられている。そして年番の村役人は退役・就任の度に挨拶にでかけ、欠落者の届、三〇日限り詮索結果の届などでも陣屋へでかけると、御用の繁多さを例示している。また一〇月の二七か村による訴訟でも、二点目にもふれるが、三点目に關して、去る寛政二年（一八〇）の雪代満水で谷村陣屋詰手代の迅速な処置が得られたことを示し、遠方では、これを望むべくもな

く、手遅れになってしまふと主張している。

反対運動の激化

訴訟が続けられるなか、訴状中には、渡世が成り立たないならば妻子を連れて退転しようとの心積もりのものたちもあり、逃散にもなりかねない状況だという記載が現れ、小前たちが愁訴するように騒ぎ立っているとも、大勢で代官所へ押しかけようとしたが、谷村陣屋詰役人が斡旋するとの約束で思い止まっても述べられていく。これは、仕法替え撤回運動を有利に進めようとする策略のみではなかった。なにかしら鬱積している気分を晴らすかのように、小前たちの後押しは確かにあったらしい。

文化五年三月、仕法替え反対運動に対する処罰への請書が提出されている（志村英仁家文書ほか）。人々は支配代官所を差し置き、度々江戸の勘定奉行所へ訴状を提出していった。この請書によれば、その訴願行動の一方で、養笠之助の廻村先に、大勢が押しかけて口々に反対を申し立てる実力行使も行われた。また、幕府老中への駕籠訴も行われたらしい。処罰は両谷村の名主・組頭八人は代官所を指し越えた度々の訴願と、代官廻村先へ大勢で押しかけて強訴体の始末を招いたとして、名主は過料錢五貫文ずつ、組頭は同三貫文ずつが課せられた。両谷村は、欠落してしまつた上谷村七郎右衛門・下谷村左兵衛を頭立ちに大勢で代官廻村先へ押し寄せたため、上谷村百姓一同に総額過料錢一二貫文が、下谷村百姓一同には一六貫文が課せられた。夏狩・法能・菅野・熊井戸・小野・四日市場・川棚・薄原・平栗・十日市場・与繩および秋山・道志・下吉田・鶴川・上野原の計一六か村の名主・組頭は、代官所を指し越えた訴願と老中への駕籠訴で、急度お叱に処されている。

この一六か村は都留郡南部を中心にしており、先に触れた訴状に現れる五〇か村、また二七か村も南部の村々である。反対運動は都留郡全域を巻き込んだものでなく、南部の村々で闘われたことがうかがえる。全体に処罰は軽いといえよう。しかも老中への駕籠訴も行われたにしては、諸村への処罰は急度お叱に止められており、幕

府になにか含みがあったように思われる。両谷村を激震地であると認定し、ともかく陣屋元である両谷村の反対運動のみを封殺しようと図ったのであろうか。処罰以降、盛り上がりは消えたが、ただし反対運動そのものは終息しなかった。文化七年（一八〇）四月にも、小野村から谷村での公事出入・諸御用取り扱い願いが出されている（近世Ⅱ一七）。

谷村陣屋御用 反対運動にも関わらず仕法替えは強行され、やがて五か年という試しの期間の終了を迎えた。扱いの認可 文化八年正月、請書が差し出されている（近世Ⅱ一八）。幕府が石和へ出向くのでは村入用が多分にかさむことを認め、都留郡村々は訴状・諸願書・諸届・諸帳面を谷村陣屋へ届け出るようにというものがあつた。ただし、公事出入の吟味、また、入り込んだ事柄の吟味は石和代官所で行うとされた。従来通りの機能が谷村陣屋に戻った訳ではなかったが、反対運動で展開された主張の一部は聞き届けられたことになる。

一方、代官としては村方での内済処理を進めたいのであろうか。文政二年（一八二〇）に組合村が編成され、郡中取締役が設置されることから見れば、答えは否であろう。反対運動の経験は、主張すべきことは主張する気風をかえって醸成したかも知れない。為政者にすれば、唯々諾々（ただただ）としない治めにくい土地柄になっていったかも知れない。文政五年（一八二三）、代官山本大膳は近來公事出入が多く、最初から支配代官所へ訴状を提出せず、より上位の役所への駆け込み訴え、また、駕籠訴も行われていると情勢を分析し、勘定奉行の許可を得て、谷村へ在陣すると触れ出している（近世Ⅱ五）。また、天保九年（一八三八）中から都留郡を預かった代官江川太郎左衛門英龍は、一〇月に二三か状からなる詳細な支配方針を布達しているが（同七）、やがて、都留郡支配の経験を踏まえて、同一一年二月には、勘定奉行所へ下知伺い書を提出している（同八）。

この下知伺い書によれば、都留郡で公事出入が頻発する原因は村役につきたいという役好みにあるという。取

り捲（い）えた入れ札で、平百姓から百姓代または組頭になると、次は名主になりたいと出入りを企むという。いわゆる村方騒動も多発していたのであろうか。ともかく、江川太郎左衛門の認識によれば、都留郡は村役人の役儀（やくぎ）取り決めに崩れ去っていることが最大の原因で、これを再建することが急務とされている。これまで村役を勤めてきたものに、吟味のうえ、一度でも勤めたことのあるものを参加させることが基本形であるが、村柄に応じつつ、あらためて村役に就任し得る層を固定することが上申されている。再編成した村役人層で内済処理を推し進めれば、おのずから公事出入は減少するとみている。

両谷村名 江川太郎左衛門は、円滑な都留郡支配のために村役人層の再建を構想したが、この時期、都留郡主の**格式** は別の問題で大揺れしていた。私領以来、両谷村名主が誇って来た地位・格式が失墜し、対して、郡内村々の代表として登場した郡中惣代（そうだい）の存在が大きくならうとしていた。

陣屋仕法替え期間終了後の文化一〇年（一八三三）閏一月、両谷村の村役人は御陣屋元と肩書をつけて伺書を提出した（近世Ⅱ二四）。陣屋仕法替え期間中は省略して来たが、これからは従来のにきたり通り、両谷村名主が袴を着けて役所へ出ることを求めている。その根拠は、天正以来認められて来た両谷村名主の格別の地位・格式であり、郡中代という地位と密接にからんでいた。両谷村の述べるところによれば、私領時代には城下名主として郡中代を兼帯し、扶持も与えられ、肩衣着用で城中・役所へ出仕した。幕府直轄領になると扶持はなくなったが、名主役料のほかに袴代を小前から徴収して袴を着用し、郡中代を勤めたという。

幕府直轄領となって以降、郡中代兼帯の両谷村名主の仕事は代官によって差があるが、以下のことが述べられている。（一）郷村引渡・請取の節、村々請印の取り次ぎ。（二）代官場所替えの節、陣屋御用書物ほかの保管、引き渡し。（三）公事出入訴状の内見、御用受け承り。（四）仕置きの節、立ち会い。また（五）代官入陣・五節

句祝儀の節、麻上下にてお礼を述べてきたとも述べられている。

郡中代の地位については、遅くとも宝暦期までには、郡中村々が谷村名主に対して委任した機関として機能するようにと指摘されている。領主の威光を背景に、村々の上になつて指揮するような権能はすでに失われていたことになるが、そこへ追い打ちをかけたのが、仕法替えに伴う休陣同様の状態であった。御用の等閑は傍着による出仕の機会を奪い去った。そこで、谷村陣屋機能がほぼ回復した機会をとらえ、果たしてきた機能は旧例からのしきたりであると主張し、郡中代兼両谷村名主の權威の復活を図ったものと思われる。

郡中惣代の登場

対して、都留郡において郡中惣代がいつごろから登場するのかは不詳である。安永三年（一七七五）および同四年に代官所へ提出された協議書付によれば、村々代表としての郡中惣代が登場している（近世Ⅱ二三）。このとき郡中惣代は両谷村名主と協議し、次のことを取り決め、印形を捺している。

（一）陣屋・長屋・粗藏の修復普請は、金二両以上の普請の場合は近村役人が立ち会って入札すること。急破で通達がしにくい場合は、両谷村が引き受ける。（二）年貢金宰領金は両谷村から通達し、請取書は両谷村役人と宰領人で出すこと。宰領人は、一人は両谷村から出し、残り一人は村々順番で出すこと。遠方の村で間に合わない場合は一里四方から宰領人を選び、それでも間に合わない場合は、両谷村から差し出す。（三）年々の郡中入用割合は、上郷・下郷から四、五村が立ち会うこと。以上は、とくに年貢金宰領にかかる費用を中心として、郡中入用を減少させようとしたものである。郡中惣代の任務は郡中入用割りに立ち会うことで、一郡にかかわる郡中入用問題を両谷村名主のみに任せず、村々の代表として積極的に関与しようとしたものかと思われる。

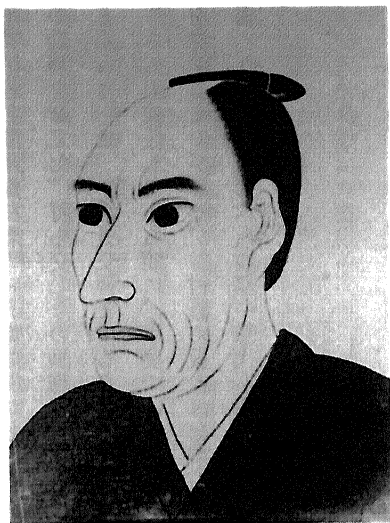
郡中入用への関心は、休陣状態を経て、両谷村名主へ郡中代を託していることへの懷疑につながっていた。天保五年（一八三四）十一月、先の書付の取り決め通りに、両谷村名主と郡中惣代の立ち会いで郡中入用が改められ

ているが（近世Ⅱ二五）、折しも、郡中代も村々から選出そうとする騒動が始まっていた。この件に関しては、さまざまな村々で議定が作成されており、郡内に波及したことがうかがえる。両谷村は、私領以来、両谷村名主役と郡中代は不可分であるとの認識から対応しようとするが（近世Ⅱ二七）、翌六年中には、両谷村追い落としの動きは激しくなり、ついに同六年十一月、両谷村名主は郡中代を退任した。

両谷村名主が郡中代退任に追い込まれた背景には、先にふれた袴着用で權威復活を図ってきたことも影響していた。天保六年十一月の五四か村の訴状は、陣屋普請入用・夫錢割りの不分明さ、織物運上新規仕法など郡中代としての不正をあげると同時に、それは、両谷村名主が吟味の節に袴着用で式台に上り、平常でも帯刀して陣屋へ出入りするなど、格式を張って權威を募らせようとしていることから起きているとも主張している（渡辺洋男家文書）。なお、陣屋付の時鐘守が助成を名目に廻村して鐘撞料を徴収したが（近世Ⅱ二三）、この苗字帯刀での廻村も權威増長のたくらみと糾弾されている。郡中代退任後も、身分格式維持への糾弾は一〇九か村にふくれあがって続き、内済に至ったのは天保七年九月であった（同二九）。

郡中代の交替

この間、天保六年（一八三三）一二月、両谷村名主に代わって郡中代に就任した大曾根村年寄定四郎ら四人から郡中代勤め方についての返答書が提出されている（近世Ⅱ二八）。一一項目あるが、（一）代官入陣・支配交替の節のお目見え・案内、（二）年貢金差し立て・陣屋普請・金井夫錢の差配、（三）無宿吟味・仕置き・入牢御下げ金への関与、（四）郡中一同評議・郡中夫錢割りの際に廻文発送、および郡中にかかわる御用取り扱いからなる。とくに最後の点に、村々の代表として選任された新しい郡中代の立場がうかがえよう。両谷村名主を退任に追い込む訴訟の過程で、訴状によっては郡中代と郡中惣代の語の混用が見受けられる。これもあながち書き間違いではなく、いまは両谷村名主に任せている郡中代という立場は、すなわち郡中惣



江川担庵自画像（江川英晴家蔵）

郡中惣代は村々から再び両谷村名主へ委任されるにいたった。しかし慶応三年、両谷村名主は理由が分からないうが、郡中に断りなしに職を降りてしまった。跡は小沼村平八ら六人が就任した。

先の四六か村の願書は、この六人に対して故障を申し立て、訴願村々の石和陣屋付きを願ったものである。訴状の文意をたどると、そもそもから、この六人の就任に異論があったように思われる。この争論に対し、代官は、上郷総代に大石村名主堀内雄右衛門、中郷総代に下

代であるとの意識が生じていたのであろう。

郡中代Ⅱ郡中惣代となるには、さらに一波乱があったように思われる。天保七年九月の済口証文は、両谷村の村役人と新郡中代の関係が六か条にまとめられており、両谷村は陣屋元としての位置を尊重されながらも、総じて立ち会いの地位に止められている。ただし、その一条目には、代官初入陣の節は、両谷村役人、および郡中惣代に立ったものが麻上下姿で祝儀を述べると取り決められている。また、三条目の郡中入用夫銭割りの節には、両谷村役人、および上郷・下郷から四か村づつ代表が出て立ち会い、そのうえで、郡中代が取り計らうと定められている。新郡中代と別に、村々からの代表の存在が規定されている。

この済口証文が作成された同月、八月中の代官所からの新郡中代名前お尋ねに対して届け出が出されている（近世Ⅱ三〇）。この届け出によれば、このときまで郡中代を勤めていたのも四人で、先为天保六年の郡中代勤め方についての返答書にみえる郡中代四人と比べると、鹿留村元右衛門が上吉田村帯刀に代わっている。その帯刀は署名せず、返答書から続いて名前が見える四日市場村名主太郎兵衛が代兼として署名している。従ってこれら三人に、先为天保七年九月の済口証文にも代表として名を連ねるうち、小沼村名主弥五市・鶴川村名主周兵衛・朝日馬場村名主柳蔵・上吉田村大蔵の四人を加えた計七人が署名捺印している。このうち、柳蔵には天保七年二月に、一七か村からの郡中代を委任する旨の村々連印帳があり（同三一）、あるまじきから委任された総代、郡中惣代としての性格をもっていたことがうかがえる。柳蔵に大蔵、そして天保六年以来名が見える太郎兵衛・定四郎の四人へ新しい三人を加えた七人が、天保九年八月に陣屋へ差し出す人足や諸入用の郡中賄いの代官お尋ねへの返答書に署名している（同一一）。この返答書は両谷村名主との連名で、この七人の肩書は郡中惣代と記されている。

幕末の郡中惣代

また、天保七年九月の新郡中代名前届け出では、小沼村弥五市・鶴川村周兵衛・朝日馬場村柳蔵・上吉田村大蔵の四人が、当節は勤めると取り決めたとあり、内部での闘争の有無は別として、七人を員数として、その範囲で交替制が取られたとも思われる。彼らは、谷村陣屋に詰め、陣屋修復はか諸入用の取り集め、および諸勘定を取り仕切った。しかし、郡中惣代が谷村に詰める体制は、村役人層の再建を構想する江川太郎左衛門と折り合いがつかうものでなかった。天保九年八月、郡中惣代と名付けられた村々の総代が陣屋に詰めるのは不取締の基と処断され、郡中惣代の陣屋詰め禁止が通達された（近世Ⅱ三二）。

以降、郡中惣代（郡中代）の動向については不確かであるが、慶応四年（一八六）の四六か村の願書から、維新直前の騒動がうかがえる（近世Ⅱ三三）。郡中惣代の谷村在勤が禁止されたため、従前通りではないにしろ、陣屋元の両谷村名主が村々の代兼のごとく立ち振る舞うにいたったのであろうか。年代は確定できないが、やがて、

郡中惣代は村々から再び両谷村名主へ委任されるにいたった。しかし慶応三年、両谷村名主は理由が分からないうが、郡中に断りなしに職を降りてしまった。跡は小沼村平八ら六人が就任した。

花咲村名主星野喜右衛門、下郷総代に上野原村年寄上原四郎左衛門を任命し、当分の間、六人との打ち交じりの勤務を命じた。打ち交じりの勤務は、六人を二人ずつ三組に分け、それぞれ雄右衛門、喜右衛門、四郎左衛門と組み合わせ、一〇日交替とするものであった（『富士吉田市史』史料編三）。

六人が就任している間に、甲斐では新選組残党らによる勝沼戦争が起こった。このとき、谷村陣屋には新選組を称するものがあり、谷村詰め役人は公事方二人を地元に残し、逃げ去ってしまった様子为先の四六か村願書にうかがえる。六人の郡中惣代も寄りつかず、出張陣屋の機能が消失したなか、都留郡は明治維新を迎える。